

令和4年度 第3回用瀬地域振興会議 日程

日 時 令和4年10月13日(木)
午後2時00分～
場 所 用瀬町総合支所 3階第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議題・報告事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について・・・資料1
(総務課 公文書管理室)
- (2) 地区公民館の幅広い活用に向けた検討について(協働推進課)・・・資料2
- (3) 中橋撤去工事について(南地域工事事務所)・・・資料3
- (4) 地域振興会議のあり方について(用瀬町総合支所)・・・資料4

その他

4 各課事務連絡等

5 次回日程について

◎ 第4回用瀬地域振興会議(第8回南ブロック合同会議)

開催日 令和4年11月29日(火) 午後2時～4時30分

会 場 用瀬保健センター 大集会室

6 閉 会

個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について

資料 1

1 経過及び概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和3年5月に公布され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法において、全国的な共通ルールが規定されました。

地方公共団体の個人情報保護制度は、これまでそれぞれの個人情報保護条例に基づき運用してきましたが、改正法が施行される令和5年4月1日以降は、法に基づき運用することになります。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の概要)

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 充分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通) など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

- ① 適用対象
 - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
 - ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
 - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く
- ② 定義の一元化
 - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
- ③ 個人情報の取扱い
 - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等
- ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表
 - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様(1,000人以上等)とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
- ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求
 - ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定
- ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入
 - ・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
- ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
- ⑧ 施行期日等
 - ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
 - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
 - ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う
 - ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について
 - ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
 - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

※個人情報保護委員会資料

2 条例の見直し

本市の個人情報保護制度は、令和5年4月からは法に基づき運用することになるため、条例については、法の施行に必要な事項について定める見直しを行います。7月に鳥取市情報公開制度等審議会を設置し、条例の規定内容について取りまとめ、9月から10月にかけての市民政策コメント等により市民の意見を募集します。条例案については、市議会12月定例会に提案する予定としています。

3 見直しの内容

(1) (仮称) 鳥取市個人情報保護法施行条例

① 本人開示等請求における手数料 (法第89条第2項)

法は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定しています。

【方向性】

情報公開の推進とこれまでの市民サービス維持の観点から、市民に対し手数料の負担を求める

のは適当でないため、現行どおり手数料は無料とし、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めることとします。

② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

法は、提案に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定しています。

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集は、地方公共団体においては、都道府県及び指定都市以外の実施は任意となっています。これは地方公共団体において十分な知見を持った人材がいないこと等により、適切な運用の確保等が課題となっているためです。

【方向性】

市が保有する個人情報、市民の権利利益を守るために慎重に扱う必要があるため、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集等は、現段階では実施しません。したがって、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については規定しません。

※行政機関等匿名加工情報制度

行政機関等匿名加工情報は、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報であり、事業者等からこの情報の利用に関する提案があった場合に、これを審査のうえ提供する制度。

③ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）

法で定める「要配慮個人情報」に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、当該地方公共団体の条例で規定することができます。ただし、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることはできません。

【方向性】

現行条例の要配慮個人情報は、法と同じ内容になっています。地域の特性等により条例に定めるべき具体的な記述は現時点で見当たらないため、「条例要配慮個人情報」については規定しません。

※要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

④ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）

法は、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない旨規定しています。また、法は、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することを妨げるものではない旨規定しています。

【方向性】

本市では、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、閲覧に供しています。法施行後は、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられるため、「個人情報取扱事務登録簿」を廃止し、「個人情報ファイル簿」の作成・公表に移行します。

※個人情報取扱事務登録簿

行政機関等が行う個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務の名称、目的及び対象者の範

囲、取り扱う個人情報の項目、個人情報の収集先等を登録した帳簿。

※個人情報ファイル簿

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録情報の収集方法等を記載した帳簿。

⑤ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）

保有個人情報の開示請求に係る不開示情報について、法と鳥取市情報公開条例（以下「情報公開条例」といいます。）の整合を図る規定を条例に設けることができます。

【方向性】

法と情報公開条例の不開示情報の規定には違いが見られますが、法の不開示情報の規定により情報公開条例と同様の開示・不開示の判断ができるため、不開示情報の整合を図るための規定は設けません。一方で、法にある不開示情報の規定で情報公開条例にないものや範囲の異なるものがあるため、情報公開条例の規定を見直し、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図ります。

⑥ 開示請求等の手続について（法第 108 条）

法は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、請求があった日から 30 日以内にしなければならない旨規定し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を 30 日以内に限り延長することができる旨規定しています。一方で、条例に規定することにより、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行う期限を改正法で定めた日数より短い日数とすることが可能です。

【方向性】

開示決定等の期限は、法は開示請求があった日から 30 日以内と規定していますが、本市では現行どおり 15 日以内とします。また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限については、現行どおり法と同じ 30 日以内とします。

⑦ 審査会等の審議事項について（法第 129 条）

法は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨規定しています。

【方向性】

個人情報保護制度の適正な運用を図るため、安全管理について講ずる措置を定めようとする場合や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合などにおいて、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときに鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる仕組みを導入します。

⑧ その他

ア 適用範囲

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者とします。議会は、法が適用されないため、本条例の適用対象から除きます。

イ 運用状況の公表

個人情報保護制度の各実施機関における運用状況の公表について、引き続き規定します。

(2) 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会は、学識経験者により構成され、個人情報の取得に関する事

項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項及び審査請求に関する事項について、調査及び審議をすることとしています。法の施行により所掌事務を見直す必要があります。

【方向性】

審査会の所掌事務について、法に規定がない個人情報の取得に関する事項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項を削除するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる事項を加えます。

(3) 鳥取市情報公開条例

第7条各号において、行政文書の開示請求に係る不開示情報を規定しています。法にある不開示情報の規定で、情報公開条例にない規定や範囲が異なるものがあります。

【方向性】

法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定と整合を図るため、情報公開条例の不開示情報の規定を見直します。(情報公開条例第7条)

見直し案	現行
(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報	(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
(2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	(2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 (追加)
(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (削除)	(4) 公にすることにより、犯罪の予防、 <u>捜査</u> その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの
(5) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報	(追加)
(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	(6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(削除)	(8) 実施機関（市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの

地区公民館の幅広い活用に向けた検討について

本市では、住民の暮らしや活動の質を高めるため、地区公民館をより幅広く柔軟に活用できる施設とすることをめざして検討しています。

1 背景・目的

- (1) 文部科学省から全国の自治体へ、「地域の実情に合わせて地区公民館を柔軟に運営し、地域の活動が一層活性化する」よう通知があり、現在ある施設を幅広く活用することが求められました。
- (2) 県内でも米子市や倉吉市が、公民館の所管を教育委員会から市長部局へ移し、社会教育だけでなく様々な目的で活用する施設としています。
- (3) 本市においても、市民（広報モニター等）へのアンケートを実施した結果、「民間事業者による営利活動（物資販売等）も可能にすべき」、「幅広い層が利用したくなる取組を」など、地区公民館をより幅広く活用していくことを期待する意見が多い結果となりました。
- (4) 社会教育や福祉、防災など、それぞれの目的に応じて施設を整備し、管理していくことは現実的に難しく、一つの施設を様々な目的で活用していくことが必要と考えています。
- (5) これらをふまえ、地区公民館の「学びの場（社会教育）」や「地域コミュニティ支援」として役割を残しつつ、福祉や防災など、『より多様な目的で幅広く活用できる施設』へと移行することを検討しています。

2 検討（見直し）の方向性

施設の利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲（利用者区分・目的）の拡大を検討しています。

目的 地区の枠を超えた合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、新たな地域交流や暮らしが豊かになる取組が促進されるようにします。

- 備考
- (1) 現在と同様、地区内の住民の利用を優先し、空き時間の有効活用などによって、施設を最大限に利用するための変更です。
 - (2) 民間事業者の利用や営利目的などで公民館を利用する際は、施設使用料を徴収します。現在と同様、地域の住民が非営利目的で利用する際は無料とすることで、従来からの公民館利用者の負担増にならないようにします。
 - (3) 詳細な貸出ルールや使用料の設定など、施設の運営に必要な事項については、今後検討していきます。
 - (4) 見直しに伴い、関係条例の改廃や市長部局への施設移管を行います。

○留意事項

- (1) 見直し後も、公民館職員の処遇は変わりません。（これまでどおり市会計年度任用職員として勤務します）
- (2) 施設の管理運営も市が直営で行います。（指定管理者制度を導入するものではありません）

3 見直しによって変更となる点

	変更しない点	変更する点
利用者	地区内の住民が優先して施設を使用することができます。(従来から地区外住民の使用は可能です)	民間事業者の使用や営利活動も可能とします。(従来は、専ら営利の活動は不可でした)
使用料	地区内の住民が非営利目的で施設を使用する際は発生しません。(従来から施設の目的外で使用する場合は発生します)	上記の目的で施設を使用する際は、使用料金を徴収します。
社会教育	教育委員会の責務として、地域での学びの機会(生涯学習事業・各種講座等)を提供します。	「変更なし」
施設管理	施設の管理・運営は市長部局が行います。(平成20年度から市長部局が行っています)	「変更なし」

4 参考

(1) 検討経過等

- 令和3年4月 佐治地区において地区公民館の役割をコミュニティセンターへ移管して、社会教育が維持できるか検証を開始
(成果等を検証した結果、特に問題ないことを確認)
- 7月 公民館職員とのブロック別意見交換会を実施
- 12月 市民アンケート(市政モニター、LINE)を実施
- 令和4年7月 鳥取市公民館運営審議会、鳥取社会教育委員会からの意見聴取
公民館職員からの意見聴取
- 8月 各地区公民館運営委員^(※1)への情報提供
- 9月 市議会(総務企画・文教経済委員会)に報告
- ※適宜、教育委員会や各種会議において取組報告し、協議していきます。

(2) 今後の予定

- 令和4年度 貸出基準や使用料設定等、詳細な運営ルールについて検討
- 令和5年3月 事業全体像(素案)の作成、周知
- 4年～ 事業全体像(素案)を基に協議
- 令和6年4月～ 幅広い活用の開始

(3) 見直しによって変わる暮らしのイメージ

別添資料

※1 鳥取市公民館条例施行規則(運営委員会)

第4条 公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の委員の定数は、原則として20人以内とし、館長がこれを委嘱する。

～見直しによって変わる暮らしのイメージ～

地区公民館は、これまでも様々な形でご利用いただいておりますが、地域によっては、利用頻度が多くない館やほとんど利用されない部屋を持つ館もあります。また、地域の団体による営利目的の利用希望や民間事業者からの利用希望があってもお断りしているケースがあります。

現在の利用者は、今のままご利用いただきつつ、希望に応じてもっと活用の幅を広げることで、施設の魅力や市民の満足度も向上するのではないかと考えています。

そのほか、鳥取市では、目的が限定された専用施設を複数整備するのではなく、一つの施設を多目的に使うことで、財政負担を抑制しつつ効率よく公共サービスを提供していきたいとも考えています。

公民館を活用する幅を広げますが、公民館職員が様々な事業を企画するというより、地域の皆様や関係する事業者が、自らのアイデアを実現できる施設となり、次のような暮らしにつながれば良いと思っています。
(あくまでイメージです)

★★公民館での出来事（平日編）

ある朝、公民館前を通りかかると花壇に水やりしながら談笑する老人クラブのメンバー。週末にある花壇コンクールの話で盛り上がっている。「優勝したらまちづくり協議会の活動として加えてもらって、地域全体で取り組みたい。美しいまちをめざそう!」と話している。



公民館の会議室では、公民館職員が企画した、ものづくり講座が開催されている。今年から他地区の住民も参加できるようになったので、これまでと違う顔ぶれだ。

その隣の部屋では、〇〇会社がスマホ教室を開催。使い方の講義だけでなく、機種や契約内容の変更、新規契約も受け付けてくれる。

今の時代、スマホは必需品なので、アドバイスだけでなく、手続きもできるのは助かる。



簡単な内容であれば、パソコンのことも教えてくれるらしい。パソコン教室までじゃなくても基礎的なことを若い方に聞けるのは助かる。

ものづくり講座に参加されていた方も途中から参加してきた。参加者同士が話をする中で、スマホ教室に参加された方も、ものづくりに興味津々。次は公民館事業に参加しよう!と話している。

調理室では、料理研究家の●●さんが料理教室を実施。まちづくり協議会役員が地域の魅力再発見として、まち協役員がSNSを通じて依頼して実現した取組で、いつもは公民館で見ない顔ぶれが、地域で採れた山菜やキノコを使った料理に挑戦している。キノコの調理には専門的な知識が要るので、●●さんじゃないと難しいらしい。

受講料はかかるが大丈夫。料理教室で作った山菜おこわ、キノコ料理は自分達で食べるのとは別に、お惣菜として販売するし、教えてもらった調理技術で、今度、▲▲地区であるイベントに出店するので元が取れるのだ。



昼になると、公民館駐車場にキッチンカーや屋台が集まってくる。駅前にある有名ラーメン屋が月に2回だけ出店してくれる。これが目当てで公民館にやってくる方も多い。路線バスが減って駅に行くのも苦労するから、来てくれるのは嬉しい。



キッチンカーの隣では、公民館の近くで起業したカフェの店主が屋台で淹れたてコーヒーを振舞ってPRしている。コーヒー豆の配達も受けてくれるらしい。さっき作っていた山菜おこわを購入して持ち帰る人も何人か見えた。

駐車場1台分の使用料なので格安で出店しやすいだろう。来週は噂を聞きつけたクレープ屋さんが出張販売するみたいで今から楽しみだ。

昼を過ぎると少し人の出入りは収まった。公民館内外で、コーヒーを飲みながら地域の方が談笑している。

公民館前に置かれたベンチは地元の工務店の手作り。無償で提供してくれる代わりに工務店の広告が入っている。大きな木の下にあり、木漏れ日の下で会話が弾んでいる。



午後からは、地域の将棋サークルとコーラスグループが公民館を利用。よく見ると公民館近くのカフェのコーヒーを飲んでいる。聞くと公民館まで配達してくれるらしい。

しばらくすると、地区社協と地域住民の方が来られた。夕方に実施する地域食堂の準備らしい。飛び込みで協力することにした。地域で支え合う取組みとして各地域で広がっているが、体験するのは初めてだ。



夕方が近づき、子ども達が公民館にやってくる。まだ地域食堂には早い…。聞くと週に一度の英会話教室があるらしい。

もちろん月謝は必要だが、送り迎えが必要なのは保護者にとって嬉しいし、子ども達の好奇心や学力アップにはいいと思う。聞くと保護者グループが話し合っ

地域食堂では、まちづくり協議会や自治会の役員もローテーションで参加されている。地域として、事情を抱える家庭に寄り添い、知り合う場となっている。



さらに今日は、地域の事業所で働く方がマジックを披露してくれた。地域のために何かしたいという思いが集まる場所になっている。



ここはいい地域だと再認識し、子ども達の笑顔を思い出しながら、一日が終わる。

～見直しによって変わる暮らしのイメージ～

地区公民館は、これまでも様々な形でご利用いただいておりますが、地域によっては、利用頻度が多くない館やほとんど利用されない部屋を持つ館もあります。また、地域の団体による営利目的の利用希望や民間事業者からの利用希望があってもお断りしているケースがあります。

現在の利用者は、今のままご利用いただきつつ、希望に応じてもっと活用の幅を広げることで、施設の魅力や市民の満足度も向上するのではないかと考えています。

そのほか、鳥取市では、目的が限定された専用施設を複数整備するのではなく、一つの施設を多目的に使うことで、財政負担を抑制しつつ効率よく公共サービスを提供していきたいとも考えています。

公民館を活用する幅を広げますが、公民館職員が様々な事業を企画するというより、地域の皆様や関係する事業者が、自らのアイデアを実現できる施設となり、次のような暮らしにつながればいいと思っています。（あくまでイメージです）

★★公民館での出来事（週末編）

週末は、まち協が主催する、朝どれ野菜の軽トラ市が開催される。栽培しているのは、地域の高齢者の方で、野菜作りが生きがいになっている。また、地域で採れた野菜だけでなく、地区外のスーパーマーケットが生鮮品の出張販売をしてくれる。車を持たない高齢者が増えてきたので有り難い取組だ。



0010.jp - 10021918

それだけでなく、最近では地域食材を生かしたオリジナル料理も販売されている。料理が好きな大学生サークルが、趣味の延長で取り組んでいる。食材は地元農家が提供して、調理や販売は大学生がやっている。美味しくない日もあるが、楽しみにしている地元住民もいるし、時々、大学生の友達が大量でやってくる。若者との触れあいは、軽トラ市にちょっとした刺激を与えている。



この地区のまちづくり協議会は、「地域防災力の強化」をまちづくりの目標にしている。今日は、隣接する地区と合同で防災訓練がある。地区名は違うけど、隣り合っているので、災害時には助け合った方がいい。実際、自宅からは隣の地区にある公民館の方が近い人もいるのだ。

避難訓練の後、◇◇防災会社が指導してくれて消火器の使い方を習った。消火器も◇◇防災会社が無償で提供してくれて助かる。

◇◇防災会社とは、災害時には、助け合い協定を結んでいる。地域内の事業者とつながっていることが心強い。



備蓄用品の必要性について説明を受けた際、どこで買えばいいのか…といった高齢者の声。すると、その場で缶詰の注文を受け付けしてくれるらしい。商売なのだろうが、防災訓練の場で試食できるし、注文したら、自宅まで配達してくれるとのこと。缶詰は重いので、本当に助かる。更にまとめて買ったら安くしてくれる。



午後になると、「出張ネイルサロン」が開かれた。初めてネイルする行程を見るけど、凄い技術だ。そして、こんなに人が集まるなんて驚き。普段は公民館に訪れない顔が多いし、参加者の年齢層も幅広い。プロにネイルしてもらっただけではなく、プロが技術を教えてくれる教室もある。実験台なのかお試しサービスでネイルしてもらった。

夕方からは、▽▽町内会の子ども会主催のバーベキュー。使っているテーブル、バーベキュー台は、地元工務店と子ども達がDIYで作成した作品らしい。それを知らなかった保護者は、子ども達の成長を喜びつつ、嬉しくてお酒が進んでしまっているようだ。



みんなで楽しんでいると、▲▲地区であるイベントに参加していた料理教室メンバーも合流。イベントでの土産話と、残念ながら余った料理でバーベキューを盛り上げてくれた。残り物とは言え、地元で採れた山菜のおこわは格別においしかった。

子ども達と保護者以外の地域の方が関わる良い機会になっているようだ。子ども達も初めての山菜料理に興味を湧いたらしく、料理教室に行ってみたい！と言い出した。

夜になると、会議室の電気が点いた。まちづくり協議会のメンバーが、■■企業と合同イベントの企画会議をしているので、参加させてもらった。■■企業は、地域貢献として、住民が喜ぶことを模索しているらしい。

イベントを話し合うはずが、隣の地区も巻き込もう。●●料理店の協力もほしいな、あそこの空き家を使えないかな…
どういった地域を描いていくのか？という話に花が咲く。
地域のお店も事業者も地域づくりの一員だ。



明日からも、この公民館を舞台にして、どんな暮らしが展開されるのか楽しみだ。

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、★★地区」

※地区によって、立地環境や施設の状況、近隣事業者の数、現在の利用状況など、取り巻く環境は様々であり、難しい面もあるかもしれませんが、ご了承ください。

関係者の皆様へ

令和4年10月

関係者の皆様へ

橋梁撤去工事のお知らせ

鳥取南地域工事事務所

平素から、本市の事業にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

このたび、用瀬町別府地内において、下記のとおり市道用瀬別府線中橋撤去工事(補助)に着手させていただくこととなりました。つきましては工事期間中、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、安全第一で工事を進めてまいりますので、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 工事名： 市道用瀬別府線中橋撤去工事(補助)
2. 工期： 令和4年9月16日～令和5年3月22日
3. 工事場所： 鳥取市用瀬町別府地内
4. 発注者： 鳥取市 都市整備部 鳥取南地域工事事務所
 担当：竹内 TEL 0858-71-1729
 鳥取市 用瀬町総合支所 産業建設課
 担当：大家 TEL 0858-71-1896
5. 施工者： 有限会社プロテクト 鳥取市南栄町8番地
 現場代理人：田村一弘 TEL 0857-53-5655

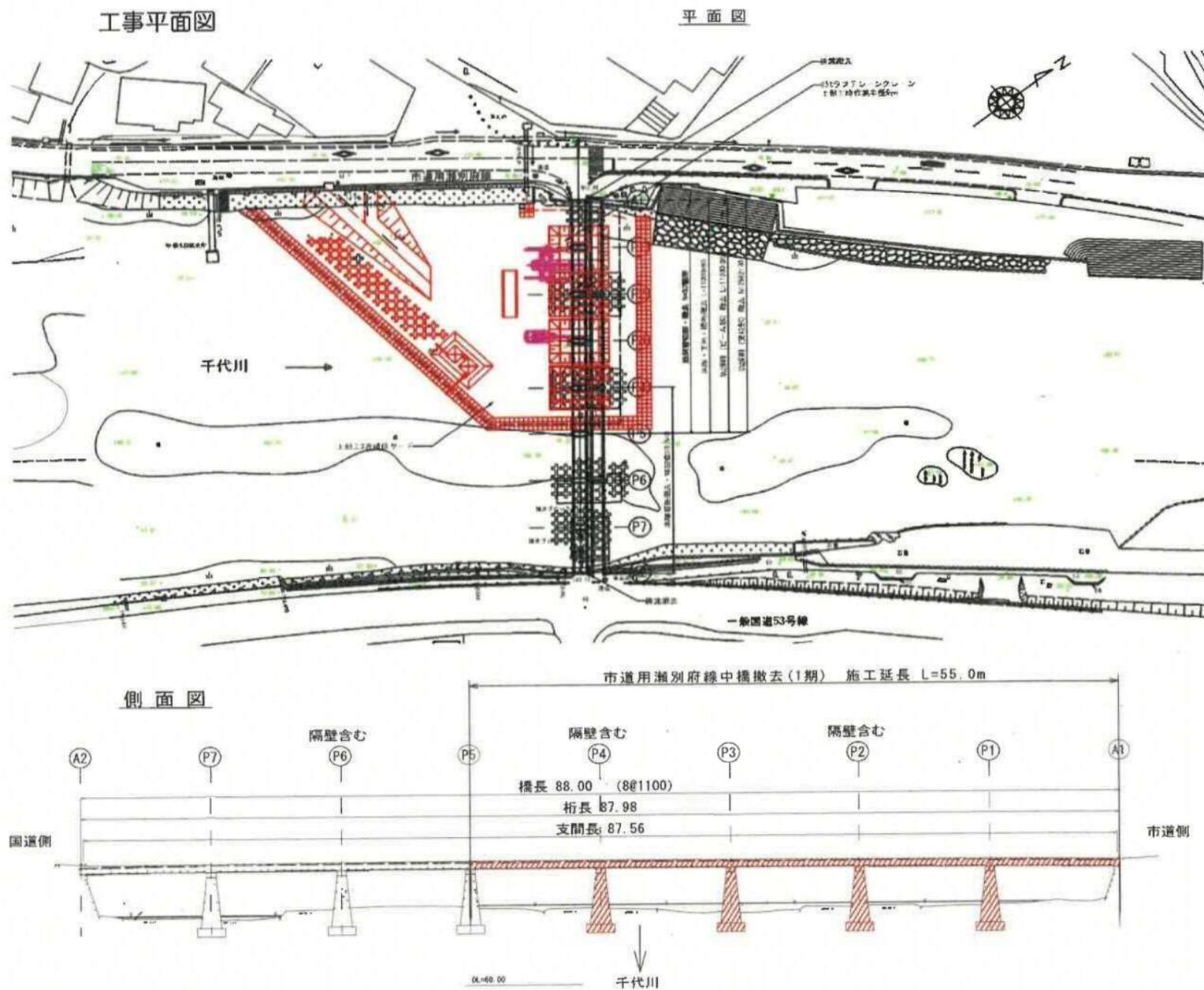
6. 工事概要

橋梁撤去工事(中橋)	L=95.8m
防護柵切断撤去	V=2.6m ³
高欄破碎撤去	V=47m ³
床版・主桁・横桁破碎	V=135m ³
下部工破碎	一式
橋脚保護工	一式
仮設工	一式

7. 作業時間：8：30～17：00 を予定しています。
8. 休工日：休工日は土曜日、日曜日、正月を予定しています。
 *雨天振替、工程内容によっては休工日でも作業を行う場合があります。

9. 防塵対策
 周辺道路へ現場内の土砂や汚れを出さないよう、付近の清掃を行います。
 また、道路に土砂汚れがあった場合はすぐに清掃を行います。

10. 交通対策
 河川への進入路設置時及び撤去時に道路を片側規制し、交互通行を予定しております。
 資材搬入は通勤・通学の時間帯をさけた8：30以降で行います。
 地元車両を優先し交通安全に配慮いたします。



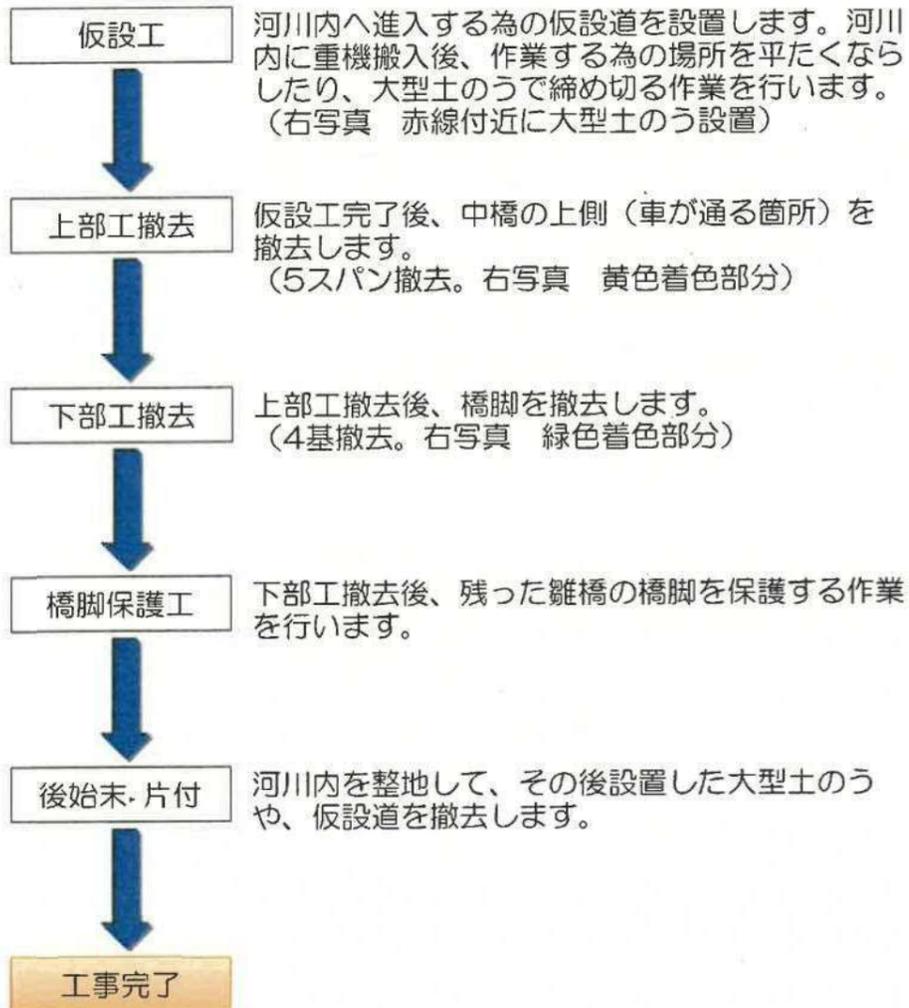
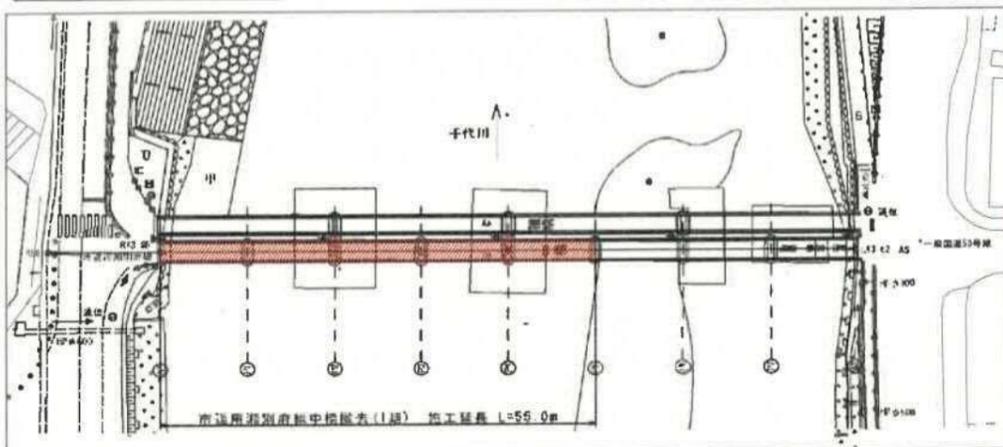
計画工事工程表

工種	種別	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
準備工	測量等		●	●					
仮設工	進入路、大型土のう設置			●	●				
上部工撤去	高欄、床版撤去			●	●				
下部工撤去	中橋橋脚撤去				●	●			
橋脚保護工	雛橋脚保護					●	●		
後始末	進入路、大型土のう撤去							●	●

* 工程は天候等にも左右される為、変更になる場合がございます。

★ 工事施工の流れ

平面図・側面図



(工事期間中の留意事項)

- 工事期間中は大変危険ですので、作業範囲内への立入禁止とさせていただきます。
- 施工中、工事車両が走行しますが、一般車両最優先とし、安全速度を遵守して走行することを心掛けます。
- 主に重機を使用して作業を行います。その為騒音振動が発生する恐れがありますが、使用機械は低騒音・低振動のものを使い地域の皆様にご迷惑をお掛けしないよう努めます。
- アイドリングストップを心掛けます。

無事故無災害にて工事完了させたいと思います。
皆様のご理解、ご協力の程 よろしくお願いいたします。

地域振興会議のあり方検討について

資料4

1. これまでの経過

- ・平成16年11月1日の市町村合併に伴い、合併による地域住民の不安を解消するため、合併協議において、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条第4項の規定に基づき、旧鳥取市を除く合併町村に地域審議会が設置された。
- ・地域審議会設置期間は合併協定により平成27年3月31日までと定められていたため、合併11年次以降においても、引き続き市民と行政との協働による地域の振興及び新市の一体的な発展を推進するため、地域審議会に代わる新たな組織を設置することが検討された。その結果、地域振興会議を条例によって設置することとなった。
- ・地域振興会議の設置期間は令和7年3月31日までであるため、今後のあり方について検討を始めた。

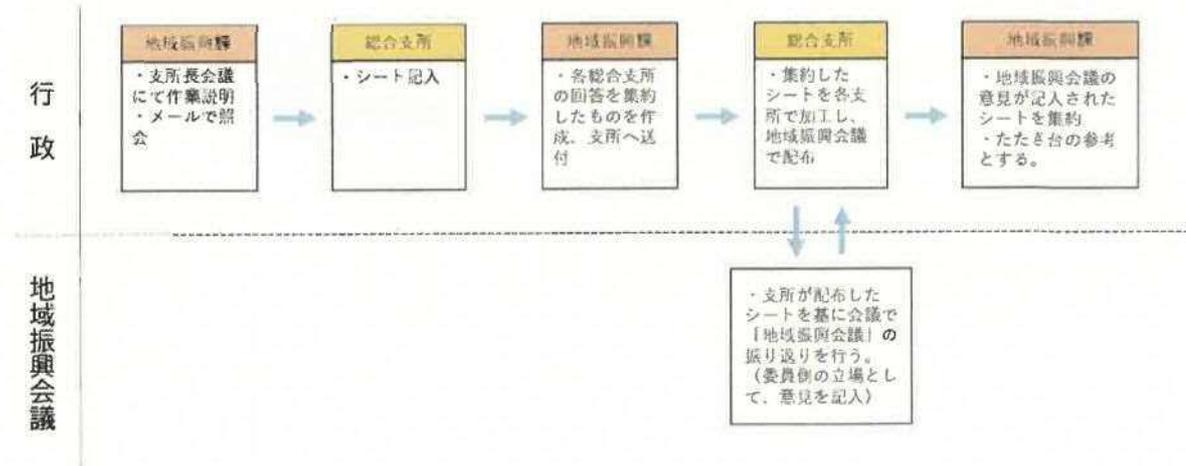
2. 今後の方向性（予定）

地域振興会議設置期間が令和7年3月31日で終了する。今後の地域振興に資するための会議体のあり方を検討する。

3. 令和4年度の地域振興会議における検討の進め方について

- ・「地域振興会議振り返りシート」（別添）を使用し、地域振興会議の振り返りを行い、意見を集約する。
- このシートでまとめたものを参考にして、地域振興会議終了後の新たな会議体のあり方を検討する。

<「地域振興会議振り返りシート」作業フロー>



地域振興会議について

1 設置根拠

鳥取市地域振興会議条例

2 設置期間

平成27年4月1日～令和7年3月31日（10年間）

3 所掌事項（審議事項）

- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、答申すること
- 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること
- 上記2点について、市長に意見を述べること

4 委員について

- 委員の任期は2年（再任は妨げない）
- 会議は委員12人以内で組織
 - 1号：自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
 - 2号：学識経験を有する者
 - 3号：公募により選任された者



5 会議

- 各地域での会議 ...概ね年6回の開催
 - ※開催方法は単独又は合同（ブロック会議）
- 会長会 ...年2回（8月、2月）の開催

6 会議の開催状況

年度	地域振興会議 (8地域合計)	全長会	合同会議
H27	64	2	1
H28	63	2	—
H29	62	2	1
H30	63	2	—
R1	63	2	1
R2	50	1	—
R3	40	0	—
R4	48 (予定)	2 (予定)	—

7 会議の主な議題

- ・新市域振興ビジョン推進計画の進捗状況について
- ・旧本庁舎等跡地活用について
- ・市報と支所だよりの見直しについて
- ・校区再編について
- ・超高速情報通信基盤整備事業について
- ・公共交通のあり方について
- ・第11次鳥取市総合計画及び第2期鳥取市創生総合戦略の策定について
- ・委員提案議題について

8 これまでに会議から出された意見書

年度	地域	内容
H27	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
H27	気高・鹿野・青谷	鳥取市西部地域への企業誘致に関する意見
H30	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
R4	鹿野	鳥取市鹿野地域の振興に関する意見

鳥取市地域振興会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、地域振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(名称及び対象区域)

第2条 振興会議の名称及びその対象区域は、次のとおりとする。

名 称	対 象 区 域
国府地域振興会議	合併前の岩美郡国府町の区域
福部地域振興会議	合併前の岩美郡福部村の区域
河原地域振興会議	合併前の八頭郡河原町の区域
用瀬地域振興会議	合併前の八頭郡用瀬町の区域
佐治地域振興会議	合併前の八頭郡佐治村の区域
気高地域振興会議	合併前の気高郡気高町の区域
鹿野地域振興会議	合併前の気高郡鹿野町の区域
青谷地域振興会議	合併前の気高郡青谷町の区域

2 前項の表において「合併前」とは、「平成16年10月31日現在」をいう。

(所掌事務)

第3条 振興会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。
- (2) 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議をすること。
- (3) 前2号に定める事項について、市長に意見を述べること。

2 振興会議は、前項に定める事項について答申し、又は意見を述べるに当たっては、対象区域の住民の意向把握に努めるものとする。

(組織)

第4条 振興会議は、それぞれ委員12人以内で組織する。

2 委員は、対象区域に住所を有する者若しくは勤務している者又はこれらに準じる者（対象区域の出身者等をいう。）であって、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第7条 振興会議の会議（以下「会議」という。）は、次の各号に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長又は会長が必要と認めるとき。
- (2) 委員の4分の1以上の者から招集の請求があるとき。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

6 市長又は振興会議の会長が必要と認めるときは、各振興会議の意見の調整及び協議のため、各振興会議による合同の会議を開催することができる。

(委員以外の者の会議への出席等)

第8条 振興会議は、必要があると認めるときは、当該振興会議の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(答申及び意見の尊重)

第9条 市長は、振興会議の答申及び意見を尊重し、本市の一体的な発展及び対象区域の振興に努めるものとする。

(議会に対する報告)

第10条 市長は、第3条第1項第3号の規定に基づき述べられた意見について、必要と認めるときは、これを議会に報告するものとする。

(設置期間)

第11条 振興会議の設置期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(庶務)

第12条 振興会議の庶務は、各総合支所の地域振興課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、振興会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される振興会議の委員の選任のための手続きその他

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

地域振興会議及び新市域振興ビジョンの検討スケジュール(案)

【参考】

